

2025年1月10日

株主各位

東京都港区南麻布三丁目20番1号
エキサイトホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 西條 晋一

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2024年12月23日の取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第240条第2項及び同条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1 新株予約権の名称

エキサイトホールディングス株式会社（以下「当会社」という。）第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2 新株予約権の数

24,000個

3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当会社の普通株式24,000株（本新株予約権1個につき1株）とする。

但し、当会社が株式分割又は株式併合を行う場合、本新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、当会社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他の本新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、当会社は必要かつ合理的な範囲で各本新株予約権の行使により交付される株式の数を適切に調整することができるものとする。

4 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償で発行する。

5 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、以下に定義する行使価額に、本新株予約権1個あたりの目的たる株式の数を乗じた額とする。本新株予約権の行使により当会社普通株式を交付する場合における当会社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権を割り当てる日の終値とする。

但し、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額で株式を発行し、又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分する自己株式数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式数」とそれぞれ読み替える。なお、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、次の算式に基づく調整は行われないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{調整前行使価額}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記の他、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

6 新株予約権を行使することができる期間

2026年12月24日から2034年12月23日まで

7 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が金融商品取引所に上場している場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 1個の本新株予約権の一部を行使することはできないものとする。
- (4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他の継続的な契約関係にあるものであることを要する。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができないものとする。

①新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、又は自らこれらのうちいずれ

かの手続開始を申し立てた場合。

② 新株予約権者が、法令、定款又は当会社の就業規則等の社内規則に違反した場合。

③ 新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合。

④ 新株予約権者が、当会社の事前の書面による承諾を得ないで、（i）当会社又は当会社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ii）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（iii）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（iv）競合事業を営む法人を直接又間接に設立した場合。

⑤ 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これらに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流又は関与を行っていることが判明した場合。

（6） 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について第8項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当会社が認めた場合はこの限りではない。

8 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（1） 当会社は、新株予約権者が第7項の定めにより本新株予約権を行使することができなくなった場合、当会社の取締役会（当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（2） 当会社は、以下のいずれかの議案が当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当会社の取締役会決議がなされた場合）、当会社の取締役会（当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

① 当会社が消滅会社となる吸収合併契約又は新設合併契約承認の議案

② 当会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

③ 当会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画承認の議案

④ 当会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する契約承認の議案

⑤ 全部取得条項付種類株式を取得する旨の議案

⑥ 株式併合の議案

（3） 当会社は、当会社が株式売渡請求を承認した場合、当会社の取締役会（当会社が取締役会設置会社でない場合には株主総会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

1 0 新株予約権証券に関する事項

新株予約権証券は発行しない。

1 1 端数の取り扱い

新株予約権者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

1 2 組織再編行為に伴う新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

再編対象会社の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い方から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨ 再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

1 3 募集新株予約権を割り当てる日

2025年1月31日

14 対象者

取締役1名

以上